

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

近畿厚生局奈良事務所と奈良県が柔道整復師に対して監査を実施した結果、不正及び不当な請求を行っていたことが判明したため、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止相当を決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

氏名 仲林 久善（なかばやし ひさよし） 33歳  
施術所名 ころろ整骨院  
所在地 奈良県磯城郡田原本町 201-1  
開設者名 仲林 久善（なかばやし ひさよし） 33歳

#### 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

令和元年5月24日

（当該柔道整復師は、以後、原則として5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いを中止とする根拠となる規定

柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知 最終改正：平成30年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）

#### 4 監査を行うに至った経緯

交通事故による整骨院への通院日数を水増しして保険会社に請求し、保険金をだまし取ったとして、保険金詐取未遂容疑で逮捕したとの新聞報道があり、療養費についても不正に請求していることが疑われたことから、当該柔道整復師に対して監査を実施した。

#### 5 受領委任の取扱いの中止相当に至った主な事由

##### （1）不正事項

- ① 施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- ② 実際の施術日以外に施術を行ったものとして、施術日数を付け増して、療養費を

不正に請求していた。

(2) 不当事項

- ① 初検時相談支援料について、患者へ説明した内容を施術録に記載していないにもかかわらず、療養費を不当に請求していた。

(3) 監査時に判明した不正及び不当請求額

平成 27 年 2 月から平成 28 年 1 月までの施術分

不正分 2 名分 金額 57,442 円

不当分 9 名分 金額 315 円

6 その他

- (1) 平成28年1月19日をもって、受領委任の取扱いを辞退している。

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

- ・施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。
- ・受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師は、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができません。
- ・受領委任の取扱いの中止措置を受けた柔道整復師が施術管理者となっていた施術所の開設者に対しては、原則として5年間は新規の承諾等をしません。